

トータルコンサルティングオフィス

税理士平本事務所ニュース

編集・発行人 税理士 平本 祐一

事務所 水戸市宮町 2-3-102
〒310-0015 梅善ビル 2・3階
TEL 029 (226) 0865 FAX 029 (226) 0793
E-mail topassis@js6.so-net.ne.jp
http://hiramoto-office.com/

税理士の独り言

何のために今の仕事をしているのか。地位や名誉や金銭のためだけなら、いずれこれらは無くなります。

稲盛和夫氏は「心を高める」ことこそが人生の意義であると言います。企業である以上、社会に貢献し続けるためには利益を追求しなければなりません。それには今の仕事は顧客や社員に満足を与えているか、それが自分の心を高める学びの場所となっているか、結果的に利益に結びついているか、これらがバランスがとれているか常に自問自答しなければなりません。

何のために今の仕事をしていますか。

私の書棚より

○どちらがよいか悩み抜いているとき、ふと浮かんだ第三の手を選ぶと、これが悪手であることが多い。深い思慮なく出てきたアイデアに飛びつくことはリスクが大きい。

○最適の決断を下すには、長期楽観、短期悲観というバランスで取り組むことを目安にすればいいと思います。ゆったりとした巨視的な目とリスクを排除する慎重な対応のバランスが絶妙に保たれていることが大切なのです。

「一流の決断力」 植田兼司著
日本能率協会マネジメントセンター

税務アンテナ

□年末調整の対象となる者は、本年最後の給与を支払う時に扶養控除等申告書を提出している者で、本年の給与総額が2,000万円以下である者です。

また、中途退職者が本年中に再就職した場合は本年最後の給与の支払いの時に前職分と合わせて年末調整を行います。

中途退職時に年末調整を行う者は、死亡により退職した者、本年12月分の給与の支払いを受けた後に退職した者、本年の給与総額が103万円以下のパート等で退職後本年中に他から給与を受けないと認められる者、著しい心身の障害により退職した者で本年中に他に再就職することが不可能と認められる者等です。

□農地等を生前に一括贈与した場合、一定の要件に該当すれば、その贈与税が猶予されます。納税猶予の期限は、原則としてその贈与者の死亡の日ですが、その時点で、その納税猶予に係る贈与税は免除されます。

ただし、この特例の適用を受けていた農地等は、その死亡した贈与者から相続によって取得したものとみなされ、相続財産に含まれます。そしてその評価額は、贈与者の死亡の日におけるものとされています。

ただし、この場合でも、一定の要件に該当すれば、さらに相続税の納税猶予の特例の適用を受けることができます。

税務に関するご質問をお受けしております。お気軽にお問い合わせ下さい。

11月の税務スケジュール

10日	○10月分の源泉所得税の納付
15日	○所得税の予定納税額の減額の申請 (休日につき17日)
30日	○9月決算法人の確定申告 ○27年3月決算法人の中間申告 (予定申告) ○12月、27年3月、6月決算法人の消費税中間申告 (休日につき12月1日)

30日	○11月決算法人の消費税各種選択届出書提出 (休日につき28日)
-----	----------------------------------

今月の贈る言葉『ピラミッドは頂上から作られはしない』 by ロマン・ロラン